

○金融庁告示第三十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五条の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

令和二年六月二十九日

金融庁長官　遠藤　俊英

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的

指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率

(持株レバレッジ比率)

第一条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率は、三パーセントとする。

(総エクスポートベース外部TLAC比率)

第二条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための

基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（以下この条において「銀行持株会社T L A C 告示」という。）第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率は、次の各号に掲げる国内処理対象銀行持株会社（銀行持株会社T L A C 告示第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。）について当該各号に定める比率とする。

- 一 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 六パーセント
- 二 株式会社みずほフィナンシャルグループ 六パーセント
- 三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 六パーセント

附 則

（適用時期）

- 1 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。